

郵送による要介護認定等に係る情報提供について

市外の事業者等で、来庁して手続きをすることが困難な場合には、郵送による手続きができます。次の書類を担当宛てに送付してください。

原則、簡易書留郵便による写しの交付となりますので、返信用封筒に必ず所定の切手を貼付したものを同封してください。

(郵送による手続きで必要な書類等)

- (1) 要介護認定等に係る情報提供申込書
- (2) 情報提供対象者一覧
- (3) 要介護認定等に係る情報提供資料受領書（受領日は未記入）
- (4) 申込者の本人確認のできるもの
 - ・介護支援専門員（ケアマネジャー）証の写し、従業員証の写し
- (5) 返信用封筒
 - ・郵送先住所等を記入し、切手貼付（普通郵便と簡易書留料金の合計分）
- (6) 本人との契約関係または契約を予定していることが明らかになる書類
 - ・居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（*事前に提出している場合は、不要）
 - ・市外転出者で居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出等が確認できない場合は、居宅介護支援事業者等の事業所名が印字された被保険者証、契約書又は入所申込書等の写し

(送付先) 〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地
伊勢原市役所 長寿介護課 介護認定係

ご不明点は担当までご連絡ください。

伊勢原市 長寿介護課 介護認定係
TEL 0463-94-4723(直通)